

課長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当

## 磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月18日（月） 午後3時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階304・305会議室
- 3 出席委員
 

1番 白澤 禎一	2番 松野 恒男	3番 鈴木 浩孝
4番 赤塚 高石	5番 岸間 千乃	6番 安田 博俊
7番 伊藤 真人	8番 大箸千賀子	9番 榊原 茂
10番 鈴木 敏一	11番 河島 直明	12番 田中 昌孝
13番 平井 俊治	14番 新村 隆	15番 稲垣 明久
16番 鈴木 康司	17番 栗倉 高利	18番 石野 計美
19番 竹森 公彦		
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名人の氏名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第48号 農地法第3条の規定による許可について
  - 議案第49号 事業計画変更承認申請について（全部承継）
  - 議案第50号 農地法第5条の規定による許可について
  - 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について **【利用権設定】**
  - 報告第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 報告第44号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
  - 報告第45号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
  - 報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 川島課長 新井主幹 水野主査 青寫主事

## 7 議 事

会 長)

新年初めての総会になります、今年もよろしくお願ひします。

本当であれば、本日は、推進委員の皆さまを交えて研修会を行い、そのあと総会を行う予定でしたが、コロナの感染が急速に拡大していますので、総会のみ開催とさせていただきます。

それでは、ただいまから1月定例会を開会いたします。在任委員19名中19名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、15番 稲垣 明久委員、16番 鈴木 康司委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の水野さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書2ページ、議案第49号、「事業計画変更承認申請について(全部承継)」整理番号1番、転用事情の2行目「営農型発太陽光電施設」を「営農型太陽光発電施設」に訂正をお願いします。

訂正は以上でございます。申し訳ございません。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第48号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局より説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第48号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年1月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、福田地区、申請地「東小島 [ ]」、地目田、面積 [ ]<sup>㎡</sup>です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東小島 [ ]、[ ]、譲受人は、福田 [ ]、[ ]、自作地 [ ]<sup>㎡</sup>、借入地 [ ]<sup>㎡</sup>です。

担当農業委員さんの報告では、譲受人は、主に水稻の栽培を行う認定農業者です。借入地近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり [ ]円、総額 [ ]です。取得後は、引き続き水稻を栽培する計画です。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、申請地「東原 [ ]」、地目畑、面積 [ ]<sup>㎡</sup>です。賃借権設定の案件です。

賃貸人は、東原 [ ]、 [ ]、賃借人は、浜松市東区 [ ]、 [ ]、自作地 [ ] m<sup>2</sup>、借入地 [ ] m<sup>2</sup>です。

担当農業委員さんの報告では、賃貸人は浜松市在住の [ ] の栽培を行う専門農家です。当地を借り入れ、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後は、シキミを栽培する計画です。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号3番、整理番号2番の隣接地で、賃貸人も同一です。申請地「東原 [ ]」、地目畑、面積 [ ] m<sup>2</sup>です。賃借権設定の案件です。譲渡人は、東原 [ ]、 [ ]、譲受人は、整理番号2番と同一です。

担当農業委員さんの報告では、賃貸人は浜松市在住の専門農家です。当地を借り入れ、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後は、菊を栽培する計画です。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第48号「農地法第3条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第49号「事業計画変更承認申請について（全部承継）」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書2ページをご覧ください。

次に、議案第49号「事業計画変更承認申請について（全部承継）」、農地法により転用許可された後、事業計画変更の申請が次のとおりあったので承認を求める。

令和3年1月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地は、当初、変更後いずれも「大久保 [ ]」、地目畑、面積は、当初、変更後とも [ ] m<sup>2</sup>の一部 [ ] m<sup>2</sup>です。当初申請人は、匂坂中 [ ]、 [ ]、 [ ]、転用目的は、 [ ] W太陽光パネル [ ] 枚、発電能力 [ ] KW、設置面積 [ ] m<sup>2</sup>の営農型太陽光発電施設で、下部農地面積 [ ] m<sup>2</sup>での栽培作物はてん茶、営農者は袋井市太谷在住の [ ] です。使用貸借権による [ ] 年間の一時転用の設定案件です。

変更後の譲受人は当初申請者の [ ] が代表取締役を務める法人で、匂坂中 [ ]、 [ ]、 [ ] で事業内容については変更ありません。

担当農業委員さんから、太陽光パネルの支柱の間にも茶が栽培されているが、収穫はどのように行うかとの質問をいただきましたので、営農者に確認したところ、手刈りを行う計画であり、子供たちの茶摘み体験も検討しているとの回答を得ています。

事業計画変更承認申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、またはそれ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件に該当することから、承認相当と判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 49 号「事業計画変更承認申請について（全部承継）」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和 3 年 1 月 18 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号 1 番、北部地区、申請地は「勾坂上 [ ]」、地目畑、面積 [ ]<sup>m</sup>外 [ ]<sup>筆</sup>、合計面積 [ ]<sup>m</sup>です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、勾坂上 [ ]、[ ]<sup>外</sup> [ ]<sup>名</sup>、譲受人は、勾坂上 [ ]、[ ]<sup>外</sup> [ ]<sup>名</sup>です。転用目的は、工場 [ ]<sup>棟</sup> [ ]<sup>m</sup>、従業員用 [ ]<sup>台</sup>、来客用 [ ]<sup>台</sup>、事業用 [ ]<sup>台</sup>分、合わせて [ ]<sup>台</sup>分の駐車場、緑地 [ ]<sup>m</sup>、調整池 [ ]<sup>m</sup>で、敷地内には既存工場 [ ]<sup>棟</sup>、既存調整池 [ ]<sup>基</sup>があり、宅地 [ ]<sup>m</sup>、雑種地 [ ]<sup>m</sup>、用悪水路 [ ]<sup>m</sup>併用です。

併用地の雑種地については、[ ]に駐車場の転用を行っていますが、協力会社の営業支援により、従来の [ ]<sup>業務</sup>と併せて [ ]の生産が急務となり、新工場の建設を申請するものです。

本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

担当農業委員さんからは、[ ]に敷地内工場増設に伴い、駐車場の拡張を実施しており、[ ]年程度での申請となるため、事業計画についての意見がありました。[ ]想定外の分野のための工場拡張であり、やむを得ないとの判断をいただいております。

立地基準は、第 1 種農地の不許可の例外に当たる、既存施設の拡張に該当し、周辺の土地で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、東部地区、申請地は「鎌田 [ ]」、地目畑、面積 [ ]m<sup>2</sup>外 [ ]筆、合計面積 [ ]m<sup>2</sup>です。賃貸借の設定の案件です。

賃貸人は、鎌田 [ ]、 [ ]、賃借人は、東京都台東区 [ ]、 [ ] [ ]です。転用目的は、普通車 [ ]台分の従業員用駐車場、大型トラック [ ]台分の事業用駐車場、砕石敷です。

申請人は申請地東側近隣の [ ]を製造していますが、 [ ]受注が増加し、資材置場が不足していることから、工場周辺の駐車場を資材置場として使用するため、新たに駐車場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。敷地周辺には見切を設置し、雨水は西側及び南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

事前審査会において、地元委員から次の計画もあるのかとの質問がありましたが、事業者からは現在は計画がないとの回答を聞いています。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書4ページをご覧ください。

整理番号3番、西南地区、申請地は「下岡田 [ ]」の一部、地目田、面積 [ ]m<sup>2</sup>の一部 [ ]m<sup>2</sup>です。賃借権の設定案件です。賃貸人は、千手堂 [ ]、 [ ]、賃借人は、国府台 [ ]、 [ ] [ ]です。転用目的は、普通車 [ ]台、工事車両 [ ]台分の仮設駐車場、プラスチック板敷です。許可日から [ ]までの一時転用です。

申請人は、市内に本店住所置き、 [ ]を営む法人です。現在、申請地 [ ]側で「 [ ]」を施工していますが、工事車両を置く場所がなく、作業員及び工事用車両置き場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲を土堰堤で囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、竜洋地区、整理番号4番と5番は使用貸人及び使用借人が同一ですので併せて説明いたします。

申請地「竜洋稗原 [ ]」、地目畑、面積 [ ]m<sup>2</sup>及び「竜洋稗原 [ ]」、地目畑、面積 [ ]m<sup>2</sup>です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、竜洋稗原 [ ]、 [ ]、使用借人は、天龍 [ ]、 [ ] [ ]外 [ ]名です。転用目的は、4番が分家住宅 [ ]棟 [ ]m<sup>2</sup>、5番が普通車 [ ]台分の自己用、普通車 [ ]台分の来客用駐車場です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、子供も生まれ、手狭となったため、自己用住宅を建築したく、 [ ]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側は見切りコンクリートブロックを設置、生活排水は合併浄化を介し、 [ ]所有の農地を埋設管により横断し北側水路に、雨水は新設の南側側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、■の所有農地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、また、申請地は白地街区内、都市計画法の「敷地の特例措置」により敷地面積が500㎡まで認められる場所ではありますが、駐車場申請部分が昭和51年の線引き以降に取得した土地で、既存宅地の要件がなかったため、分家住宅と駐車所を分けての申請となっていますが、申請地は住宅と駐車場の申請合計面積が500㎡以下であり、土地所有者も同一であるため、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番と7番も賃貸人及び借借人が同一ですので併せて説明いたします。

申請地「高木 ■■■■」、地目畑、面積■■■㎡及び「高木 ■■■■」、地目畑、面積■■■㎡です。賃借権の設定案件です。

賃貸人は、高木 ■■■■、■■■■、借借人は、静岡市葵区■■■■、■■■■、■■■■、転用目的は、6番が■■■W太陽光パネル■■■枚、発電能力■■■Kw、設置面積■■■㎡、7番が■■■W太陽光パネル■■■枚、発電能力■■■Kw、設置面積■■■㎡の太陽光発電施設です。

耕作管理が難しい農地の有効活用と、事業規模拡大のため、当地を借り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周辺を土堰堤で囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。また、必要に応じて借り受け者が年数回、草刈りを実施する事業計画書も提出されています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号8番、豊田地区、申請地は「東原 ■■■■」の一部、地目畑、面積■■■㎡です。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、東原 ■■■■、■■■■、借借人は、東原 ■■■■、■■■■、■■■■です。転用目的は、普通車■■■台分の従業員用仮設駐車場、仮設砕石敷で、■■■■から■■■■までの一時転用です。

申請人は、申請地の■側近接地で■■■■を営む法人です。現在、従業員用として使用している駐車場に、新たに■■■■を建設するため、職員用駐車場が不足することから新たに駐車場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は西側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

また、申請地の一部を砕石敷の耕作管理用駐車場として使用していたことから、始末書が併せて提出されています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、豊田地区、申請地は「東原 ■■■■」の一部、地目畑、面積■■■㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、上新屋 ■■■■、■■■■、使用借人は、立野 ■■■■、■■■■です。転用目的は、分

家住宅 棟 ㎡です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、子供の成長に伴い、手狭となったため、自己用住宅を建築したく、父に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、東側市道埋設の下水道に接続、雨水は、東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、豊田地区、申請地「下本郷 」、地目畑、面積 ㎡です。賃借権の設定案件です。

賃貸人は、下本郷 、 外 名、賃借人は、下本郷 、 です。転用目的は、普通車 台分の従業員用駐車場、広告看板で、既存店舗併用住宅 棟、普通車 台分の既存来客用駐車場がある宅地 ㎡の併用です。

申請人は、申請地 隣接地で を営んでいます。来客用駐車場が不足しており、新たに駐車場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

既に看板が設置されていたことから、始末書が提出されています。また、申請者に既存駐車場の輪留めを一部撤去し、新設駐車場に車両の駐車が可能であることを確認しています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号11番、豊岡地区、申請地「上野部 」、地目畑、面積 ㎡外 筆、合計面積 ㎡です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上野部 、 、譲受人は、浜松市中区 、 です。転用目的は、 W太陽光パネル 枚、発電能力 Kw、設置面積 ㎡、 台分の管理用車両駐車場、併用調整池 ㎡の発電施設、防草シート敷です。

譲受人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、今後の生活の安定のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾、再生可能エネルギー発電条例の同意を得ています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号12番、豊岡地区、申請地「下野部 」、地目畑、面積 ㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、下野部 [ ]、[ ]、使用借人は、合代島 [ ]、[ ]です。転用目的は、分家住宅 棟 [ ] m<sup>2</sup>です。

申請人は市内の賃貸住宅で家族と同居していますが、子供の成長に伴い、手狭となったことから、自己用住宅を建築したく、[ ]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は北側市道埋設の下水道に接続、雨水は北側側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に磐田市役所豊岡支所、教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書6ページをご覧ください。

整理番号13番、豊岡地区、申請地「合代島 [ ]」、地目畑、面積 [ ] m<sup>2</sup>です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、下野部 [ ]、[ ]、使用借人は、下野部 [ ]、[ ]です。転用目的は、分家住宅 棟 [ ] m<sup>2</sup>です。

申請人は、実家で両親、祖父母と同居していますが、家財道具も増え、手狭となったことから、自己用住宅を建築したく、[ ]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は南側市道埋設の下水道に接続、雨水は南側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号14番、豊岡地区、申請地「神増 [ ]」、地目畑、面積 [ ] m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神増 [ ]、[ ]、譲受人は、神増 [ ]、[ ]です。転用目的は、普通車 [ ]台分の自己用駐車場です。

申請人は、申請地 [ ]側近接地に家族で居住していますが、駐車場敷地が狭く、縦列駐車となっており駐車に苦慮しており、新たに駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること、農地境には見切りブロックを設置、雨水は地下浸透及び余剰分は北側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号15番、豊岡地区、申請地「神増 [ ]」、地目畑、面積 [ ] m<sup>2</sup>で、整理番号14番の隣接地になります。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神増 [ ]、[ ]、譲受人は、神増 [ ]、[ ]です。転用目的は、普通車 [ ]台分の自己用駐車場です。

申請人は、申請地 [ ]側隣接地に家族で居住していますが、現在の駐車場敷地の物置の設置が必要となり、駐車場敷地が不足し苦慮しており、新たに駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえ



ることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること、農地境には見切りブロックを設置、雨水は地下浸透及び余剰分は北側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号16番、豊岡地区、申請地「平松■■■■■」、地目畑、面積■■■■■㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、平松■■■■■、■■■■■、使用借人は、上本郷■■■■■、■■■■■  
■■■■■外■■名です。転用目的は、分家住宅■■棟■■■■■㎡です。

申請人は、市内の賃貸住宅に親子2人で居住していますが、手狭となり、将来にわたり生活の拠点とするため、自己用住宅を建築したく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は西側市道埋設の下水道に接続、雨水は西側側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

整理番号17番、豊岡地区、申請地「掛下■■■■■」、地目畑、面積■■■■■㎡のうち■■■■■㎡です。一時転用にかかる使用貸借による権利設定の案件です。貸貸人は、掛下■■■■■、■■■■■、賃借人は、大泉町■■■■■、■■■■■、下部農地の耕作者も賃借人と同じ法人です。転用目的は、営農型太陽光発電施設、■■■■■Wパネル■■■■■枚を設置し、発電量は■■■■■kw、設置面積■■■■■㎡、下部農地面積■■■■■㎡で栽培作物は柿、■■■■■年間の一時転用になります。転用面積は、支柱■■■■■本、引込柱■■■■■本の合計面積です。

申請人は、市内で太陽光発電事業等を営む法人です。事業規模の拡大を図りため、発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、■■■■■mの支柱の上にパネルを設置、種苗会社から、「柿の植え付け地として、半陰性の場所を好み、耐陰性に優れ、この土地で遮光率■■■■■%であれば、パネル下でも柿は育つと思う」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員さんからは、これまでの経験を活かし、砂利採取事業後の土地であることから土壌改良や排水対策を行っていること。12月の豊岡地区事前審査会にも出席し、地元説明会の実施や周辺農地所有者、耕作者の承諾も得ていること、設置後の維持、保守管理は系列会社に委託する旨の地域との合意書も添付されていることから許可相当と考えるとの報告をいただいております。

また、市の再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の同意も得ています。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に当る、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必要な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

議案書7ページをご覧ください。

整理番号18番、豊岡地区、申請地「敷地 ■■■■■」の一部、地目畑、面積■■■㎡です。賃借権の設定案件です。

賃貸人は、見付■■■■■、■■■■■、賃借人は、藤枝市青南町■■■■■、■■■■■  
■■■■■です。転用目的は、■■■W太陽光パネル■■■枚、発電能力■■■Kw、設置面積■■■㎡  
の太陽光発電施設で、防草シート敷です。

賃借人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、事業規模拡大のため、当地を借り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周辺を土堰堤で囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。また、必要に応じて事業者が年数回、除草を実施する事業計画書も提出されていること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね300m以内に天竜浜名湖鉄道の敷地駅があることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

■番 ■委員)

整理番号の2番は、周辺が通学路になっており、駐車場に転用されると通学と通勤が重なることが考えられる。御厨駅が出来てから周辺で事故も多く発生しているので、交通安全には気を付けていただきたい。

事務局)

行政書士を通じて事業所に気を付けていただくよう伝えます。

■■■■)

11番、17番を補足します。

11番は、かなり広い畑に見えますので、新規就農者にどうかと思いましたが、作土が30cm程度、その下は大きな砂利層となっており、耕作には適さないと地元推進委員からの意見も受けていますので、太陽光発電への転用は仕方ないと考えています。

17番は、一昨年の12月頃に相談がありましたが、同事業者が営農する■■■地区の榊の生育が悪いため、一度、営農者の努力を確認したいと話をさせていただきました。その後の、事業者の水はけ改善や管理についての努力を1年間見させていただき、地区として了承としています。

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

■番 ■委員)

17番、■■■■の榊については、北部地区でも問題視しており、現在も生育が十分でなく、周囲からは榊は育成が遅く、安定した販売は難しいと聞いています。

■年後、更新の時期までしっかりと生育の確認をお願いします。

事務局)

事業開始後■年での販売を目指して、事業者は土壌改良や排水対策を講じており、生育は十分に見込め、販売についても、買い取り先も決まっています、全量買い取ってもらえると聞いています。

■番 ■委員)

榊の順調な生育が前提なので、育成が難しいのであれば、別の作物を営農するよう指導出来ないか。また、営農の継続が前提の太陽光なので、本当に転用を許可してよいのか疑問を感じます。

事務局)

事業者は、砂利採取の跡地での作物の栽培に苦慮していたが、対策を講じる中で、十分な育成できる方法は解かってきたと聞いているので、更新の時期まで見守っていきます。

■番 ■委員)

北部地区としても、事業者に対し3年後の更新時に十分な生育が見られない場合は、更新を考えなければいけないと伝えていきます。

■番 ■委員)

営農型太陽光下での営農の実績を教えてください。

事務局)

営農型太陽光事業は、平成25年度から実施されています。

一番多いのは榊ですが、お茶を栽培している場所もあり、令和2年度に初めて収穫時期となりましたが、1茶のみの収穫で、概ね計画量の収穫ができています。

市内の榊は、収穫予定の時期に達している場所がないため、収穫の実績はありません。

外には、ブルーベリーをポット栽培している場所があります。

今後も、更新時期における、営農状況の確認が重要となってくると考えています。

議長)

他に質問もないようですので、採決を取ります。議案第50号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第51号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、■番 ■委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書8ページをご覧ください。

議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、農業経

営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。

令和 3 年 1 月 18 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分は、■■■筆、面積 ■■■■■㎡です。内訳は、田 ■■■筆 ■■■■■㎡及び畑 ■■■筆 ■■■■■㎡です。貸付人、借受人は、議案書のとおりです。

下の表をご覧ください。利用権設定のうち、農地中間管理事業分は、■■■筆、面積 ■■■■■㎡です。内訳は、田 ■■■筆 ■■■■■㎡、畑 ■■■筆 ■■■■■㎡、施設用地 ■■■筆 ■■■■■㎡です。今回の利用権設定はすべてが中間管理事業分ですので、転貸者は、公益社団法人静岡県農業振興公社です。

今回の利用権設定の案件、合計 ■■■筆 ■■■■■㎡のうち、新規の利用権設定の計画は ■■■筆、■■■■■㎡、再設定の計画は ■■■筆、■■■■■㎡です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和 2 年 1 月 1 日時点の登記簿の名義人名になっています。

農地中間管理事業分の利用権設定は、主に J A 転貸満期に伴う契約更新です。今年度 9 月に、市・農協・静岡県農業振興公社で農業委員・推進委員の皆さまにもご協力いただき、豊浜交流センターで地権者 ■■■ 人を対象とした契約会を開催させていただきました。お暑い中、またお忙しい中ご協力いただきありがとうございます。今後も、満期に伴い契約会を開催させていただくと思いますが、ご協力をお願いいたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 51 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

(退出者入室確認)

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第 43 号から報告第 46 号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書 9 ページから 11 ページをご覧ください。

報告第 43 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、このことについて、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 3 年 1 月 18 日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は「見付[ ]」、地目畑、面積[ ]m<sup>2</sup>外4筆、合計面積[ ]m<sup>2</sup>です。被相続人は、岩井[ ]、[ ]、相続人は、見付[ ]、[ ]を含め、[ ]件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページをご覧ください。

報告第44号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和3年1月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地「水堀[ ]」、地目畑、面積[ ]m<sup>2</sup>、届出者は、見付[ ]、[ ]、転用目的は、長屋住宅を含め[ ]件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書13ページから15ページをご覧ください。

報告第45号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和3年1月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は「見付[ ]」、地目畑、面積[ ]m<sup>2</sup>外[ ]筆、合計面積[ ]m<sup>2</sup>です。譲渡人は、見付[ ]、[ ]、譲受人は、浜松市東区[ ]、[ ]、[ ]、転用目的は、宅地分譲を含め、所有権移転の案件[ ]件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書16ページから18ページをご覧ください。

報告第46号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和3年1月18日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、北部地区、土地の所在は「匂坂上[ ]」、地目畑、面積[ ]m<sup>2</sup>外[ ]筆、合計面積[ ]m<sup>2</sup>です。貸貸人は、匂坂上[ ]、[ ]、賃借人は、池田[ ]、[ ]、[ ]、借人の都合（転用）のための解約を含め、[ ]件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

ただいまの報告第43号から第46号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後4時00分）

**協議事項**

農用地除外について

11月の除外案件23件について説明、意見聴取。  
(質問、意見なし)

承認

**報告事項**

農業委員会会報について

コロナウイルスに関するチラシについて

令和3年度、農業委員会総会の開催時間について。

**連絡事項**

なし

終了（午後4時30分）

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人